

第37回 共に学ぼう！セミナーのご案内

# 『中小企業家のための労働法』

講師 弁護士 赤津加奈美 氏

(弁護士法人赤津法律事務所 所長)

労働紛争の多くは中小企業で起こっています。中小企業は、企業活動に人間関係が大きく影響する反面、労使ともに法的処理に慣れていないことが原因です。

2007年11月に労働関係に関する基本法として労働契約法が制定され、これまでの判例法理が集約、成文化されました。

今回は、中小企業でよく問題になる、就業規則、時間外・休日労働、有給休暇、解雇の問題について、正確に理解して頂けるよう解説します。

自社の就業規則もご持参下さい。

## 【プロフィール】

● 弁護士法人赤津法律事務所

開業：平成9年9月、平成17年法人化

● 赤津加奈美(あかつかなみ)氏

平成2年弁護士登録、平成9年独立、開業。弁護士登録以来、弁護士会の公害対策環境保全委員会に所属し、現在は委員長を務める。他に、大阪市情報公開審査会などの審議委員も務める

## 【著書】

「新・環境法入門」(共著)

「住民訴訟の上手な対処法」(共著)

## ■開催日

平成 22年 1月14日(木)

■時間 18:30~20:00

■会場 中野洋税理士事務所  
大阪市淀川区東三国2-38-7  
タニコー新大阪ビル 7F研修室

■参加費 顧問先企業の方は無料

(顧問先様以外の方は資料代1000円頂戴致します)



セミナー参加申込書 ⇒ FAXのご返信にて、06-4807-7777 早瀬 までお願いします。

貴社名：

フリガナ

ご芳名：

(ご役職： )

(ご役職： )

ご住所：

電話番号：

FAX：

ご記入いただいた情報は、中野洋税理士事務所が所有し、セミナーのお知らせと各種商品・サービスのご案内及びその他情報提供に利用いたします。中野洋税理士事務所は、個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインを遵守いたします。